コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	個人番号を伴うものであれば、どのような個人情報であっても、「特定個人情報」に当たると解されることから、振替機関等が社債の発行者等に提供する特定個人情報は、業務のための必要最小限のものに限定すべきである。	「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」及び「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件」においては、振替機関等が特定個人情報の提供を行う場合について、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる一定の場合に限定しており、業務上必要性のない特定個人情報の提供を行うことを制限しています。
2	本件命令改正案第62条の「振替機関等」の内容を明確に 規定すべきである。	「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいいます(「社債、株式等の振替に関する命令」第1条、「社債、株式等の振替に関する法律」第2条第5項)。